

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

埼玉県が算定した標準保険税率では、応能・応益割合は概ね「53対47」に設定しているところですが、県内の市町村における現行の応能割と応益割は、概ね「6対4」から「7対3」に設定しております。蕨市においては、令和2年度の保険税率の改定において、「6.5対3.5」に設定しましたが、新たに策定された「埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)」では、令和9年度の保険税水準の統一が示されたことから、標準保険税率での応能・応益割合に近づけていく一方で、低所得者層の負担を配慮することも含めて慎重に設定したいと考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割につきましては、改正健康保険関連法が6月に成立し、令和4年度より就学前の子どもに係る均等割において、5割を公費負担により軽減することから、子育て世帯の負担の軽減が一定程度図られるものと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

蕨市国民健康保険においては、大変厳しい財政状況の中、保険税の収納率の向上や保険者努力支援制度の取組状況による歳入の増加のほか、各事業での歳出の抑制に努めておりますが、新たに策定された「埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)」では、「令和8年度までの赤字の解消」や、「令和9年度からの収納率格差以外の保険税水準の統一」など、市町村の実態を踏まえない目標年次が設定されたことにより、実質的な赤字の解消に取り組む必要があることから、今後の保険税収入や納付金の見込み等を踏まえた上で、保険税の見直しの検討等、国保財政の健全化を図っていく必要があると考えております。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国保税の減免については、蕨市国民健康保険条例第 22 条において規定しておりますが、減免に当たっては、生活保護基準などの収入状況のみではなく、支出を含む生活状況、将来の資力回復の見込みなどを総合的に判断しており、今後も本規定をもとに個別に対応していきたいと考えております。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

2021 年度における新型コロナウイルスに伴う減免制度の実施につきましては、国より一定程度の財政支援を行う旨の通知がありましたことから、昨年度と同様に実施するとともに、ホームページや広報、納税通知書へのチラシの同封等、広く周知していく考えであります。

また、減免の基準については、国からの財政支援の交付基準に基づき実施していきたいと考えております。

- (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

医療費の一部負担金の減免については、国民健康保険法第 44 条の規定に基づき蕨市国民健康保険に関する規則において規定しております。今後も引き続き本規則をもとに個別に対応してまいりたいと考えております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金に関する申請書類は、蕨市国民健康保険に関する規則第 12 条で規定しており、事務的にお渡しするのではなく、市役所窓口でお話を伺いしっかりと説明したうえでお渡ししております。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

②同様となりますが、一部負担金に関する申請書類は、市役所窓口でお話を伺いしっかりと説明したうえでお渡ししております。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることが出来ます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

国保税の徴収においては、滞納者との納税相談の際に、収入や生活費のほか、家族構成や財産の状況、病気や失業等の特別な理由など、個別事情を聴取し、どれだけの納付能力があるかを確認した上で、滞納処分よりも自主納付を優先して、完納できるよう指導してまいります。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

給与差押の際は、国税徴収法第 76 条第 1 項の規定により最低生活費に相当する差押禁止額については取り立てをしていません。また、医療費や家賃の更新料など一時的な支出がある場合は、ご連絡をいただき、取り立て額から控除するなどの配慮をしております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあらわれるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金の差押えについては、事業の継続性を考慮し、滞納処分よりも自主納付による完納を勧めているところです。そのため、催告書の送付や電話催告を繰り返し、早期自主納付及び納税相談を促してまいります。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険の滞納については、納期内納付の無かった方に督促状を送付するとともに納税コールセンターから納付勧奨を行い、早期自主納付を促しております。また、すぐに納付することが難しい方に対しては納税相談を勧めております。納付相談においては収入や支出などの状況を聴取し、滞納者の生活実態に見合った納付方法を検討してまいります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】蕨市では、資格証明書の交付は行っておらず、すべての被保険者に正規の保険証を郵送しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】住所不明以外の保険証の窓口留置は行っておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】資格証明書については、発行しておりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】傷病手当金の支給については、国からの傷病手当金の支給に向けた条例整備についての要請に基づき条例改正をおこなっております。国において適用期間の設定について「今後の国内の感染状況等を注視していく」と示しており、当市においても国と同様の決定をしていく予定です。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】被用者以外の者への支給についての国・県への財政支援の要請については現在は検討しておりません。被用者以外の方からの傷病手当金の相談、要望がありましたら、検討してまいりたいと考えております。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】国保運営協議会の委員の公募については、平成26年度より被保険者代表委員において実施しております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】蕨市国保運営協議会では、市民の意見をより反映するため被保険者代表委員の公募を行うなど、運営改善に努めております。

今後とも市民等の理解を得られる国保運営となるよう努めて参りたいと考えております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】特定健診の自己負担については、住民税非課税世帯を無料としております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】ガン健診と特定健診は同時に受診しやすくなるよう、受診券の発送を同時に行っております。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】個人の特性に合わせた受診勧奨通知の送付やSMSによる受診勧奨を行う他、職場で健康診査を受診している方や、既に医療機関に受診している方から特定健診に相当するデータの提供を受けることで受診率向上に反映させる取り組みを行っております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】個人情報の取り扱いにつきましては、蕨市個人情報保護条例に則り厳重に取り扱っております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

窓口負担2割の導入については、令和2年11月12日に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて厚生労働大臣あてに、慎重に議論するよう求めるとともに、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合には、激減緩和措置を講じるなど被保険者に配慮するとともに、十分な周知期間を設けるよう要望書を提出しております。そうした中、国の関係審議会等で十分審議が行われた上で、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する観点から国会において可決されたと受け止めております。

改正内容には、窓口負担の見直しにより必要な受診が抑制されないよう配慮措置が設けられており、導入にあたっては国における丁寧な周知・広報により対象者の十分な理解を得た上で行われるものと考えております。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】高齢者への見守りについては、地域包括支援センターを中心に、民生委員の協力も得ながら実施しています。新聞販売店やガス会社、宅配業者等と協定を結び、心配な様子の高齢者がいれば市に報告を、緊急性が認められれば救急車や警察を呼んでいただく仕組みもつくっています。

また、埼玉県後期高齢者医療広域連合において、高齢者健康診査の結果、生活習慣病が疑われるにもかかわらず、定期的に医療を受けていない方に対し、「医療機関への受診勧奨のお知らせ」をお送りしております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

令和元年度より「健康長寿事業」として、幅広い世代の方が楽しみながら運動することが続けられるように、スマートフォンアプリや歩数計を使った埼玉県コバトン健康マイレージ事業を実施し、本市が継続して取り組んでいる「8,000歩のウォーキングと20分間の中強度の運動」による健康づくりを組み合わせた「蕨市モデル事業」を引き続き推進しております。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者健康診査については、令和2年度より、すべての被保険者が無料で受診できるようになりました。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が、前年度中に75歳又は80歳になられた方を対象とした無料の健康長寿歯科健診を行っております。人間ドックについては、年度内1回まで2万円の補助を行い年間を通じて実施しております。

がん検診については70歳以上の受診者と低所得者は自己負担免除の対応をとり、大腸がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診は全受診者を無料とし、自己負担のある肺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・胃がん検診についても低額負担での実施を継続しております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

自治体病院は地域住民の健康を守る役割を果たしており、蕨市立病院も、休日等の小児医療救急や高度救急期病院との連携強化に積極的に取り組むとともに、市内の唯一分娩のできる医療機関として、大変重要な役割を担っており、地域医療にとって欠かすことのできない存在であります。蕨市立病院将来構想にあるように、130床の急性期病床を継続しつつ、県の地域医療構想調整会議での議論を踏まえて、必要な対応を検討していきたいと考えております。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

蕨市立病院におきましては、勤務環境を改善するため、院内保育所の設置や、管理職職員が定期的に院内ラウンドを行い、職員から寄せられる改善要望などの情報収集をするなど、働きやすい環境づくりに取り組んでおります。人材の確保につきましては、関連大学病院等へ医師派遣の依頼を行うとともに、紹介会社等の利用も行いながら採用に努めております。また、非常勤看護師や産育休代替の派遣看護師などを活用し、看護助手の増員も行いながら看護師等の負担軽減を図っているところであります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の

拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

保健センターにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業プロジェクト・チームの設置により、これまで常勤職員4名及び会計年度任用職員11名を配置してきたほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行うに当たっては、他部署の職員を応援として随時派遣してきたところです。今後についても新型コロナウイルスの感染状況を注視し、必要な人員体制を確保してまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

症状のある方の検査が優先的に行われる中、無症状の方の検査実施が医療体制の逼迫につながることはないよう、本市においては、市内施設等で感染者が発生した場合に、県が実施する行政検査や保険診療の検査の対象にならなかった方に対して、PCR検査を実施しております。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

(2) と同様

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

本市の接種体制については、国の方針に基づき、高齢者接種を7月末に完了できるよう、医師会・民間委託等により集団接種および個別接種会場を増設し、接種体制の強化を図っております。今後も国の動向を注視し、随時接種計画を見直すとともに接種体制の強化に努めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

本市の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、それに伴い、介護保険給付費も年々増加しています。第8期介護保険事業計画においては、令和3年度から3年間の被保険者数や給付額等を見込み、介護保険給付費準備基金から4億円を投入して保険料を軽減しました。給付費のうち50%は公費負担、残りの50%のうち27%が40歳から64歳までの2号被保険者の保険料で、23%を65歳以上の1号被保険者の保険料で賄うことになっており、介護保険制度を持続させるために必要な保険料となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免につきましては、令和 2 年度に 24 人 1,620,300 円の減免を実施しました。

令和 3 年度につきましても国の基準により実施を予定しております。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料につきましては、住民税非課税世帯である第 1 段階から第 3 段階までの保険料率を下げることで低中所得層の負担の上昇を抑え、かつ、保険料段階を増設して本人の収入状況に応じた保険料負担をいただく内容としています。また、保険料第 3 段階までの方を対象とした保険料の軽減強化を引き続き実施しています。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用限度額は要介護度別に決められていますが、この限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。ケアマネジャーと相談しながら、決められた範囲内で効率的、合理的なケアプランを作成していただくようお願いします。

(2) 2 割、3 割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

介護保険料負担割合は「合計所得金額」と「65 歳以上の方の世帯人数」に応じて、1 割、2 割、3 割のいずれかに設定され、毎年見直しが行われます。1 ヶ月の利用料が高額になった方については、所得に応じて区分された上限額を超えた場合、申請により高額介護サービス費を支給しています。蕨市では、高額介護サービス費に該当される方に勧奨通知をお送りしております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

現状では、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについての食費と居住費につきましては、自己負担をお願いしております。

介護保険の利用者負担が低所得者にとって経済的な負担とならないように、市独自の高齢者福祉施策として、「蕨市介護保険サービス利用者負担軽減助成金交付要綱」に基づき、市民税非課税世帯の方が介護サービス利用料の 1 割負担分を支払った場合、申請によって、保険料区分等に応じ支払った金額の 2 分の 1 または 4 分の 1 を助成金として交付する制度を実施して

います。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

財政支援については、国の交付金に基づく県補助金の周知をしております。

また、通所系サービスについては、令和3年度の介護報酬改定において、感染症等における特例が新設され、市としてはその周知や加算申請の支援を行っております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

市の寄付や備蓄マスクを配布するとともに国・県からのマスク・消毒液・手袋について市とおして配布しております

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

利用者へのワクチン接種は、市において「蕨市新型コロナウイルスワクチン接種事業担当」を設置し、順次進めております。また、従事者についても高齢者に次いで65歳未満の基礎疾患がある方と同じ順位での接種を予定しております。

PCR検査については、蕨市では令和2年度中に独自に2回実施いたしました。令和3年度からは国の方針を受けて埼玉県が4月に1回、5・6月に2回ずつ実施しております。また、7月以降は通所系サービスにも対象を拡大、月に2回実施していくことを確認し、市内サービス事業所に周知しております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

市内の特別養護老人ホームについては、平成27年に続いて平成31年2月に90床の施設が開設しました。地域密着型サービスとしては定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が令和元年6月に開設しております。

今後も引き続き介護保険の運営状況等を注視しながら必要なサービスの基盤整備を図っていきます。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

令和3年度より、市内3カ所目となる地域包括支援センターが開設されました。本市においては、3職種を配置したほか、認知症地域支援推進員も配置しております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

障害者施設につきましては、昨年度より感染防止対策の周知をはじめとする様々な情報提供をしているほか、市の備蓄品や寄附としていただいたマスクの提供と、県から提供されたマスクや消毒液の配布を行いました。また、感染防止対策に必要な消耗品等の購入費用に対しては、県の補助制度があることから、その周知と利用について市内の事業所に働きかけをしております。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査については、無症状の感染者の早期発見をすることによりクラスターの発生防止に資するため、入所施設やグループホーム等の施設従事者に対して、市では2月・3月の2回、県では2月から6月の各月1回実施しており、市内では2か所のグループホームが対象となっております。また、施設において感染者が発生した場合、保健所による行政検査や保険診療の検査の対象外だった方について、一定の条件のもと、市立病院で検査を受けられる事業を保健センターで行っております。

また、新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所の指導に基づく対応が基本となりますので、自宅での経過観察となるのか、入院となるのかについては、保健所の専門的な判断によるものと考えております。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針において、「障害福祉人材の確保」が新規で追加されており、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であると示しております。市においても、国の指針に沿って当該取組を推進してまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

ワクチンの優先接種については、国によって接種順位が定められており、呼吸器機能障害や心臓機能障害、知的障害などを含む基礎疾患のある方や高齢者施設等従事者の方は、医療従事者等、高齢者に次ぐ接種順位となっております。市におきましても、そうした方々からの優先接種の申請を6月18日まで受け付け、6月14日には6月10日までに申請した方、1,309名分の接種券を送り、その後も順次発送しております。また、市内の障害者通所施設から、

利用者に対する集団接種の実施を希望する旨の相談があった際に、ワクチン接種事業担当や当該施設と調整した結果、希望どおり集団接種が実施される運びとなっております。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、必要な社会資源が身近にあることが重要と考えております。市では、蕨市地域自立支援協議会を設置し、障害者の地域における自立した生活を支援していくために、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行っております。

この協議会の専門部会である相談支援部会において、地域生活支援拠点等の体制整備についての研究をしており、今年度も引き続き取り組んでまいります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備について予算化するためには、運営法人、建設地、建設資金等に関する具体的な計画が必要となります。市内において入所施設やグループホームの開設を考えている社会福祉法人や福祉関係団体からのご相談があった場合は、開設に当たってどのような課題があるのか、その中で市ができることは何かを具体的に検討していくことは可能であり、その上で予算化について検討するものと考えております。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

国は、地域生活支援拠点等の体制整備をする際の留意点として、障害者等やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して地域生活支援拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら解決策の提案を受けることを挙げており、市においても機会を捉えてご意見をお聞きするとともに、十分に説明を行っていきたいと考えております。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要としますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

入所施設については、国が基本的に新たな施設を認めない方針であることに加えて、整備主体となる法人、土地、建設資金の確保などの課題があり、市内に限定して整備することは、大変難しい状況です。そこで、埼玉県が定める障害福祉行政の広域的な連携の枠組みである「障害保健福祉圏域」を踏まえ、蕨市、川口市、戸田市からなる南部障害保健福祉圏域内での整備

を目指し、広域的な検討に取り組んでいます。

グループホームについては、新しい蕨市障害者計画において施策の1つにその整備を掲げており、国の基本指針である地域生活への移行を進めるためにも、必要であると考えております。

今後も当事者団体や関係者と連携し、市内における暮らしの場の確保に努めていきたいと考えております。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

高齢の親が重度の障害者を介護するという、いわゆる老障介護については市としても大きな課題であると認識しております。そのため、市の窓口での相談受付をはじめ、基幹相談支援センターを中心とした市内3つの相談支援事業所における相談支援事業のほか、地域の民生委員や地域包括支援センターとも連携しながら、老障介護の世帯の支援に努めております。

あわせて、障害のある人の障害の重度化や高齢化が進む中で、「親亡き後」に安心して地域の中で自立して生活ができるよう必要な施策に取り組んでいきたいと考えております。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

障害福祉サービスの利用に当たっては、サービス等利用計画の作成が必要となります。土日等を利用して帰省予定のある方の把握は、当該計画において在宅サービスの位置付けがある場合であれば可能です。帰省時における在宅サービスの利用については、本人及びご家族等の利用の意向を基本としてサービス等利用計画案を作成し、必要なサービスの支給決定を行っております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

平成31年1月より、埼玉県の重度心身障害者医療費助成制度の見直しが行われ、制度の安定的かつ継続的な維持及び負担の公平性の確保を目的として、真に経済的援助が必要な方を対象とするため所得制限が導入されたことに伴い、本市でも所得制限を導入しております。

当該医療費制度の負担割合は、県と市で1/2ずつとなっているため、令和3年4月1日現在で県内57市町村において所得制限を導入済みとなっております。本市におきましても、限られた財源の中、本制度を安定的かつ継続的に維持していくため、現時点における各制限の撤廃は難しいものと考えております。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

蕨市では、平成25年4月より、重度心身障害者医療費助成制度の給付方法について、年齢に関係なく、現物給付方式を可能とし、蕨戸田市医師会の協力の下、現物給付方式を蕨市と戸

田市の2市において実施しております。

医療費の現物給付の広域化につきましては、医師会等の事務負担やシステムの改修等の課題が多いことから、引き続き研究していきたいと考えております。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

精神障害者の医療費助成については、県と同様に精神保健福祉手帳1級を対象としたところであり、2級までの拡大及び急性期の精神科への入院の補助について、市の単独補助で対象とすることは難しいものと考えております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

本市でも脳性麻痺のある方が股関節の変形による痛みを訴え、その状況やそのケアに必要な支援をサービス等利用計画に記載している例があります。障害の特性を理解した上で、必要なサービスを提供し、その方に関わる機関等と連携を図っていききたいと考えております。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

蕨市では、県の基準どおり実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

県の基準どおりであり、市独自の持ち出しはありません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。
(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。
(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

(3) から (5) まではまとめて回答いたします。

生活サポート事業の利用時間拡大や利用者負担軽減などの制度の拡充については、その政策効果を検証した上で判断してまいります。また、県への働きかけにつきましては、利用者の声

を踏まえながら、機会を捉えて行ってまいります。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

令和2年2月よりタクシーの運賃が改定されたことに伴い、令和2年度以降の福祉タクシー利用券については、サービスの低下にならないよう、交付枚数を年最大24枚から36枚へ変更いたしました。

また、福祉タクシー利用券1枚につき初乗運賃相当額の割引を行うことは県広域で運用する基本的なルールとなっており、100円券の検討については現在のところ難しいものと考えております。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー料金助成制度と福祉自動車燃料助成制度の対象者は、身体障害者手帳1級、2級の方と、療育手帳④、Aの方となっております。福祉タクシー料金助成制度については、付き添いの方も含めて利用ができ、福祉自動車燃料助成制度については、障害者本人所有の自動車だけではなく、生計を同一にしている介護者が障害者を介護するために使用する自動車も対象としております。いずれも所得制限や年齢制限は、ありません。

対象者の拡充につきましては、他の交通機関を利用することが困難な重度障害者の社会生活圏の拡大と社会参加の促進を図るという制度の趣旨を踏まえ、地域の実情や財政負担などを考慮しつつ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

制度の地域間格差の是正については、川口市、戸田市をはじめとする近隣市との情報交換を行いながら引き続き研究してまいりたいと考えております。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

現在、当市の避難行動要支援者支援制度全体計画では、対象者を「自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に得られない状況にある者」としておりますが、同居する家族がいる要配慮者のうち、日中は一人で過ごすことが多い要配慮者の方については、名簿へ登録できることとするなど、臨機応変に対応させていただいております。避難経路や避難場

所については、平常時から避難支援者と要支援者で確認に努めることとしております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

現在、市内7か所の施設を福祉避難所として指定しており、災害時の二次避難所として使用する想定となっておりますが、内閣府が発行する「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」改定により、「市町村は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。」との記載があり、本市としても、災害時において、直接福祉避難所に入れるよう検討・調整を進めてまいりたいと考えます。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

平成27年度に策定した「蕨市避難所運営マニュアル」では、在宅の避難者についても名簿を作成し、物資の配布体制を整えることとしております。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害時に受援体制を整える際には、検討させていただきます。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

現在、部署を新設する予定はありませんが、関係部署で連携し対策していこうと考えております。また、災害等の発生時において、保健所は「市町村」及び「都道府県（本庁）」の2つの方向への調整回路をもつ立場であり情報が集約されることから、夜間・閉庁時にも連絡が取りあえる体制を構築し、災害時の保健活動の目的である医療対策・保健予防対策・生活環境衛生対策について連携が図れるよう努めてまいりたいと考えます。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

障害者福祉予算につきましては、必要な支援を提供できるよう、その確保に努めております。しかしながら、毎年度障害者福祉予算の歳出の増額が続く一方で、歳入については、コロナ禍や少子高齢化などの影響により厳しさが増しており、予算の確保自体予断を許さない状況と考えております。障害のある方への必要な支援が持続できるよう制度の見直しも含めて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

特定園のみの希望者や求職活動休止中の方等を含め、希望したのに認可保育所に入れなかった児童数につきましては、69人となります。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

現在、定員の弾力化により0歳児1人、1歳児6人、2歳児8人、3歳児5人、4歳児4人、5歳児4人の合計28人の定員拡大を行っています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

令和3年4月1日時点で待機児童数0を達成したところですが、入園保留となっている児童もいるため、保育・子育てコンシェルジュによるきめ細やかな相談対応や認可保育所の整備等により、引き続き待機児童ゼロを達成していきたいと考えております。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

特に受け入れ枠は設けておりませんが、育成支援等、配慮の必要な児童が適切な支援を受けられるよう、障害児および要配慮児に対する各園の保育士加配に市単独補助を行うなど、きめ細かく対応をしております。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

市内認可外保育施設が認可施設への移行を希望する場合には、移行要件等を満たしているかを確認した上で必要な支援をしていく考えです。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行う

ためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

令和3年4月1日時点で、待機児童0を達成いたしました。入園が保留となっている方は少なからずおり、現状では少人数保育を行うことは困難であると考えております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

処遇改善や宿舍借り上げ支援事業等、様々な方策により保育士確保を図っていく考えです。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

副食費の軽減措置については、国制度に基づき実施しており、年収360万円未満及び第3子以降につきましては副食費免除となります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

研修については、県等が実施する研修への参加を促進するとともに、市主催の保育士対象研修を実施しています。

また、認可外保育施設には毎年1回、立入調査を行うとともに、保護者等からの相談や通報により必要に応じて随時、訪問調査及び指導を行うようにしており、保育の質の向上を図っております。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在のところ、保育所の統廃合等を実施する考えはありません。また、育休中の上のお子さんに関しましても、保育の継続が必要と判断し対応しております。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

待機児童解消や適正規模での保育を目指し、必要性を見極めながら民間留守家庭児童指導室の整備について検討してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童支援員の有資格者については、現在国の制度の要件を満たす場合には、活用を図っているところです。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

県単独事業のため回答は差し控えさせていただきます。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

本市は、18 歳年度末までの入院分の医療費無料化について、令和 4 年 10 月からの実施に向けて準備を進めているところです。通院分の無料化につきましては今のところ予定はございませんが、今後必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

本市は、国や県に対し、繰り返し子ども医療費に関する財政支援の拡充を要請しております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

当市では、生活保護のしおりを作成し、相談申込書とともに窓口へ置いております。

しおりの作成にあたっては、関係法令や権利、義務などが明記されたうえで、わかりやすいものになるよう心がけておりますが、しおりだけで理解することは難しい制度でありますので、相談者へは、生活保護制度を十分に理解できるように説明を行っております。

生活保護制度の市民への周知につきましては、ホームページの他、市社会福祉協議会や生活自立相談支援センター、他関係機関、地域民生委員と連携を図りながら、制度がご理解いただけるよう努めております。また、市の生活保護以外の部門で、生活困窮に関する相談があった場合には、生活支援課への案内がされております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

扶養に関する調査につきましては、国からの通知に基づき、「扶養義務の履行が期待できる」と判断される方に対して実施しております。

存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性を調査し、長期入院者や高齢者、10年以上音信不通であるなどの著しい関係不良にある場合等、「扶養義務履行が期待できない」と判断された方については、個別に慎重な検討を行ったうえで、照会を行わないこととしております。

また、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討を行っております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

保護開始決定通知書・保護変更決定通知書につきましては、決定年月日と決定理由、1か

月単位で計算した保護の種類及び程度が明記され、決定月の最低生活費と差し引かれる収入充当額、実際に支払われる扶助費がわかるような書式となっております。あわせて、通知書のみで理解が難しいものにつきましては、担当ケースワーカーから保護受給者へ説明を行っております。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

ケースワーカーの人数が標準数を下回っている状況については承知しておりますが、ケースワーカーの経験がある課長並びに2人の査察指導員を配置しており、処遇困難事例等については日頃から組織的な検討を行うなど、適切に生活保護業務に取り組んでいるところであります。

また、社会福祉主事の資格については、査察指導員、ケースワーカーともに、全員が有資格者となっております。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

失業により住居を失う恐れのある方から保護申請がされた場合には、アパートなどの住居を確保できるよう、住宅ソーシャルワーカーなどによる支援を行っています。

すでに住居を失い、路上生活となっている方に関しては、居所の確保が必要であることから、開設の届出がされ、県により適正な運営が確認されている無料低額宿泊所について説明し、案内をしております。その後、居宅での生活が可能な方については、本人の意向を聴取し、居宅への移行の支援を行っております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業は、蕨社会福祉協議会に事業を委託し実施しておりますが、社会福祉協議会は地域福祉との関係が深く、地域と密着した活動を実施している利点から、蕨市生活自立相談支援センターでは、民生委員や関係機関などと連携し、生活困窮者の早期発見に努めております。また、生活困窮者からの相談に応じて、生活保護の利用が適当だと考えられる相談者については、生活支援課と連携し、生活保護の相談に繋げております。

以上